

オンラインプラットフォームを活用した「LED・藍」 海外販路開拓支援事業 業務仕様書

オンラインプラットフォームを活用した「LED・藍」海外販路開拓支援事業（以下「本事業」という。）の委託業務の内容は次のとおりとする。

1 委託業務の概要

世界的なオンラインプラットフォームへの出展と海外顧客とのオンライン商談会の開催を通して、参画事業者の技術力と製品の魅力を発信し、海外販路開拓を支援するとともに、参画事業者が事業終了後も継続的に販路開拓活動できる基盤を築く。

2 委託業務の詳細

(1) 県内事業者へ向けた事業説明会の実施

参画事業者募集期間に、県内事業者へ向けた説明会を実施すること。
（海外市場の動向を踏まえた上で、海外販路開拓の意義についても触れること）

(2) 参画事業者選定のサポート

徳島県が参画事業者を選定（8社程度を想定）するにあたり、市場ニーズを踏まえた助言を行うこと。

(3) 出展製品の選定

- ①参画事業者と共に、オンラインプラットフォームに出展するLEDや藍等を活用した製品を選定すること。
- ②参画事業者の特性を十分把握し、事業者自身による海外販路開拓活動を継続できる製品を選定すること。
- ③必要に応じ、参画事業者に対し、製品に関する助言をすること。

(4) オンラインプラットフォームへの出展とウェブページ作成

- ①出展申込み及び出展費用の支払いなど出展に係る一切の手続きを行うこと。
- ②オンラインプラットフォームのウェブサイトにて、徳島県としての出展ページを作成し、参画事業者の紹介や出展製品の紹介を行うこと。
- ③掲載ページの言語については、英語を必須とする。

(5) オンライン商談会に向けた研修と支援

オンライン商談会を実施するにあたり、参画事業者に対し、次に挙げる知識とスキルの習得を目的とした研修と支援を実施すること。

- ・サンプルや製品の輸出方法についての知識
- ・プレゼンテーションスキル
- ・製品PR力向上
- ・オンライン商談会に必要な機器の準備と使い方に関する知識・スキル
- ・その他必要な知識・スキル

(6) オンライン商談会に係る広報

より多くの顧客に出展ウェブページをPRし、オンライン商談会に興味を持ってもらうことで、今後の取引につながる商談先を発掘できるよう、ウェブサイトやSNS等を活用した広報を行うこと。

(7) オンライン商談会の開催

- ①オンラインプラットフォーム運営者や顧客との調整を密に行い、すべての参画事業者に対して、少なくとも1回のオンライン商談会を設定すること。
- ②オンライン商談会のスケジュール及び注意事項等をまとめた資料等を作成し、各出展者に配付するなど、各参画事業者が商談会を円滑に行えるように努めること。
- ③プレゼン資料や製品説明資料等、参画事業者がオンライン商談会で使用する資料の作成をサポートすること。
- ④オンライン商談会の進行を務めること。
- ⑤顧客との商談に必要な通訳を配置すること。

(8) オンライン商談会後のサポート

- ①商談会の改善点・反省点に関する振り返り支援と助言を行うこと。
- ②顧客の反応を参画事業者にフィードバックすること。
(オンライン商談会の設定交渉中に得た内容も含む)
- ③商談会後の商談先とのやりとりや輸出等、商談成立・納品までに必要なサポートを行うこと。
- ④参画事業者が自ら販路開拓活動を継続していくために必要なアドバイスを行うこと。

(9) 報告書の作成

委託業務終了後、速やかに、オンライン商談会の実施結果と状況、作成したウェブページ、および実施した支援をとりまとめた報告書を作成すること。

(10) その他の提案

本事業をより効果的なものにするための提案があれば、提案書に盛り込むこと。

3 事業スケジュール (予定)

令和3年	6月	参画事業者募集
	7月	参画事業者選定、出展製品選定
	8月～12月	オンライン商談会に向けた参画事業者支援 ウェブページ完成
	1月	オンライン商談会実施
令和4年	1～3月	商談成立・納品に向けたサポート、成果品提出

4 委託契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

5 その他

- (1) 成果品の著作権の全部(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、委託者、又は参画事業者に帰属するものとする。
- (2) 業務実施にあたっては、オンラインプラットフォーム運営者及び関係機関と十分に連携を図ること。
- (3) 今後の状況により、追加での業務が発生する場合がある。
- (4) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議して決定するものとする。